

【お体に障がいを持つ方は、「郵便による不在者投票」ができます】

次の(1)～(3)に該当する方で、郵便による不在者投票をしようとする方は、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けた場合に、郵便による不在者投票ができます。

(1) 身体障害者手帳を持つ方のうち

- ・両下肢、体幹、移動機能に障がいを持つ方で1級または2級の方
- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸に障がいを持つ方で1級または3級の方
- ・免疫の障がい、肝臓に障がいを持つ方で1級～3級までの方

(2) 戦傷病者手帳を持ち、上記(1)と同程度の障がいを持つ方

(3) 介護保険法による要介護者で、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5であると記載されている方

八雲町長選挙および八雲町議会議員選挙の「期日前投票立会人」を募集します

八雲町選挙管理委員会では、選挙や政治に対する関心を高めるとともに、選挙をより身近に感じていただくため、八雲町長選挙及び八雲町議会議員選挙の「期日前投票立会人」として投票事務に参加してみませんか。

【仕事の内容】 期日前投票所において、投票手続の全般について立ち会うこと

【応募資格】 選挙権のある方で、八雲町の選挙人名簿に登録されている方

【募集人数】 次の期日前投票所各2名 ※申込者が多数の場合は、抽選で決定します。

- (1) 八雲町役場期日前投票所((2)(3)以外の区域に住所を有する方)
- (2) 落部支所期日前投票所(落部支所区域に住所を有する方)
- (3) 熊石総合支所期日前投票所(熊石総合支所区域に住所を有する方)
- (4) 八雲総合病院((2)(3)以外の区域に住所を有する方)

【立会時間】

- | | |
|------------------|--------------|
| (1) 八雲町役場期日前投票所 | 午前8時30分～午後8時 |
| (2) 落部支所期日前投票所 | 午前8時30分～午後5時 |
| (3) 熊石総合支所期日前投票所 | 午前8時30分～午後8時 |
| (4) 八雲総合病院 | 午前8時30分～午後6時 |

【立会期間】 10月11日(選挙の告示日の翌日)～10月14日(投票日の前日)までの4日間です。

※八雲総合病院は10月11日～10月13日の3日間です。

【報酬額など】 1日 9,500円(基準により交通費別途支給) ※報酬額から所得税が差し引かれます。

【申込方法】 役場総務課、落部支所、熊石総合支所または熊石総合支所相沼泊川出張所に備え付けの申込書に必要事項を記入(自筆)し、選挙管理委員会事務局、落部支所、熊石総合支所または熊石総合支所相沼泊川出張所のいずれかに申し込んでください。

【申込期限】 9月15日(金) 午後5時まで(郵送の場合は必着)



【選挙に関する問い合わせ先】 八雲町選挙管理委員会 ☎0137-62-2111

【選挙当日の情報を電子メールで配信】 ※事前に登録が必要です。

選挙管理委員会では、選挙当日に投開票速報をインターネットのホームページ上に掲載し、情報を提供します。また、電子メールによる情報配信サービスも行います。

あらかじめ登録いただいた電子メールアドレス(携帯電話の電子メールも含む)に、投票状況・開票状況の情報を随時一斉配信するサービスです。電子メールアドレスの登録は、八雲町のホームページから可能になっていますので、詳しくは町ホームページをご覧ください。

受付終了は、10月15日の開票確定情報を配信する直前までとなります。

【八雲町ホームページ(選挙管理委員会)】

<http://www.town.yakumo.lg.jp/modules/senkan/>

【電子メール配信 問い合わせ先】 情報政策室電子メール joh@town.yakumo.lg.jp

八雲町
ホームページ
(選挙管理委員会)

